

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十六条の三第二項、第四十八条の二第一項、第四十九条の三第二項、第五十七条の三第一項、第五十七条の四及び第五十七条の十六の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	
(事業報告書) 第二百八条の十二　【略】		(事業報告書) 第二百八条の十二　【同上】
<p>2 特別金融商品取引業者は、前項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行又は指定国際会計基準に従うものとする。</p> <p>(説明書類の記載事項)</p> <p>第二百八条の十三 法第五十七条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 特別金融商品取引業者及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 直近の三連結会計年度（次号イに掲げるものの作成に係る期間をいう。以下この条において同じ。）における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) 営業収益及び純営業収益又はこれらに相当するもの (2) 経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの 〔3〕〔7〕 略</p>	<p>2 特別金融商品取引業者は、前項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。</p> <p>(説明書類の記載事項)</p> <p>第二百八条の十三　【同上】</p>	
(事業報告書) 第二百八条の十二　【同上】		(事業報告書) 第二百八条の十三　【同上】
<p>三 特別金融商品取引業者及びその子法人等の直近の二連結会計年</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 直近の二連結会計年度（次号イに掲げるものの作成に係る期間をいう。以下この条及び第二百八条の二十六において同じ。）における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) 営業収益及び純営業収益 (2) 経常利益又は経常損失 〔3〕〔7〕 同上</p>	<p>2 特別金融商品取引業者は、前項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。</p> <p>(説明書類の記載事項)</p> <p>第二百八条の十三　【同上】</p>	改 正 前

度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

イ 連結貸借対照表（関連する注記を含む。）、連結損益計算書（関連する注記を含む。）及び連結包括利益計算書（関連する注記を含む。）若しくは連結損益及び包括利益計算書（関連する注記を含む。）並びに連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）又は指定国際会計基準により作成が求められるこれらの書類に相当するもの

ロ 各連結会計年度終了の日における次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 保有する有価証券（トレーディング商品（連結貸借対照表の科目のトレーディング商品又はこれに準ずるもの）をいう。(3)において同じ。）に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額

(3) 「略」

ハ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの

ロ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 保有する有価証券（トレーディング商品（連結貸借対照表の科目のトレーディング商品をいう。(3)において同じ。）に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

(3) 「同上」

ハ 特別金融商品取引業者及びその子会社等（令第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいい、法第五十七条の四の説明書類の内容に重要な影響を与えないものを除く。）が二以上の異なる種類の事業を行っている場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する営業収益及び純営業収益、経常利益又は経常損失並びに資産（ハにおいて「営業収益等」という。）の額として算出したもの（各営業収益等の額の営業収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

〔二〇へ 略〕

〔二〇へ 同上〕

(説明書類の記載事項)

第二百八条の二十六 法第五十七条の十六に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 最終指定親会社及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 直近の三連結会計年度（次号イに掲げるものの作成に係る期間をいう。以下この条において同じ。）における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 営業収益（売上高その他これに準ずるものを含む。）又は  
これに相当するもの

(2) 経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの

〔3〕〔7〕 略

四 最終指定親会社及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

「イ・ロ 略」

ハ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの

(説明書類の記載事項)

第二百八条の二十六 「同上」

〔一・二 同上〕

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 直近の三連結会計年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 営業収益（売上高その他これに準ずるものを含む。次号ハにおいて同じ。）

(2) 経常利益又は経常損失

〔3〕〔7〕 同上

四 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 最終指定親会社及びその子会社等（令第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいい、法第五十七条の十六の説明書類の内容に重要な影響を与えないものを除く。）が二以上の異なる種類の事業を行っている場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する営業収益、経常利益又は経常損失及び資

---

五

〔二  
略〕  
へ

略]

---

五

〔二  
略〕  
へ  
同上

産（ハにおいて「営業収益等」という。）の額として算出したもの（各営業収益等の額の営業収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

別紙様式第十三号（第一百七十三条第一号、第一百八十八条第一号、第一百九十五条関係）

別紙様式第十三号（第一百七十三条第一号、第一百八十八条第一号、第一百九十五条關係）

(日本産業規格 A4)

## 関係会社に関する報告書

## 関係会社に関する報告書

年月日から年月日まで

年 年  
月 月  
日から  
日まで

登録番号 財務(支)局長(金商) 第 号

卷之三

### 代表者の役職氏名

(注意事項)

[略]

〔1~3 略〕

〔1〕

4 親法人等及び子法人等その他関係会社がない場合には、当該報告書の作成及び提出をすることを要しない。

(注意事項)

[同左]

[1~3 同左]

[1~3  
同左]

〔加える。〕

1~3 略]

13

## 4 親法ノ 及び提出

4 親法ノ  
及び提出

4 親法ノ  
及び提出

第 期事業報告書〔 年 月 日から  
年 月 日まで〕 提出

商号  
所在地  
代表者の役職氏名

## (注意事項)

〔略〕

1 経理の状況  
(1) [略]  
(2) 連結財務諸表

## (注意事項)

1 この様式において「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書又は指定国際会計基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。

2 [略]  
3 この報告書に記載する連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行又は指定国際会計基準に従い作成されたものでなければならない。  
4 特別金融商品取引業者が、連結財務諸表を、指定国際会計基準に従い作成

第 期事業報告書〔 年 月 日から  
年 月 日まで〕 提出

商号  
所在地  
代表者の役職氏名

## (注意事項)

〔同左〕

1 [同左]  
(1) [同左]  
(2) [同左]

## (注意事項)

1 この様式において「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書をいう。

2 [同左]  
3 この報告書に記載する連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成されたものでなければならない。

[加える。]

する場合においては、連結財務諸表の作成方針として、当該基準又は慣行により記載が求められる(1)①から④までに相当する事項を記載するものとする。

備考　表中の〔 〕の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、令和六年三月三十一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の十二第二項、第二百八条の十三及び第二百八条の二十六の規定並びに別紙様式第十七号の四並びに次条の規定による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五十五号）附則第四条の規定は、この府令の施行の日以後に終了する事業年度に係る事業報告書及び説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る事業報告書及び説明書類については、なお従前の例による。

### (金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の一部改正)

第三条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	附 則	第 四 条  当分の間、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の十二第二項の規定の適用については、同項中「指定国際会計基準」とあるのは、「指定国際会計基準（米国預託証券の発行等に関する用語、様式及び作成方法を含む。次条第三号イ、第二百八条の二十三第二項、第二百八条の二十五第一項第二号及び第二項、第二百八条の二十六第四号イ並びに別紙様式第十七号の四及び別紙様式第十七号の五において同じ。）」とする。
改 正 前	附 則	第 四 条  当分の間、第二条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十三第二項の規定の適用については、同項中「指定国際会計基準」とあるのは、「指定国際会計基準（米国預託証券の発行等に関する用語、様式及び作成方法を含む。第二百八条の二十五第一項第二号及び第二項、第二百八条の二十六第四号イ並びに別紙様式第十七号の五において同じ。）」とする。